

別記第1号様式（第4条関係）

その1

（表）

事業税 課税免除申請書  
不均一課税

新（増）設者	住 所（所在地）			
	氏 名（名 称）			
	個 人 番 号 又は法人番号			
新（増）設 事 業 場	所 在 地			
	名 称			
対 象 地 区		業 種		
課 税 免 除 等 対 象 事 業 年 度（年）		年 月 日 ～ 年 月 日		
新（増）設設備（施設）を事業の用に供した 年月日		年 月 日		
新（増）設に係る設備（施設）を構成 する償却資産の取得価額の合計額		円		
新（増）設設備に係る増加雇用者数		人		
特定地域等における道税の課税の特例に関する 条例施行規則第3条の要件		1 該当します。 2 該当しません。		
<p>上記のとおり、課税免除の申請をします。 不均一課税</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（所在地） 申請者 氏名（名 称） 印</p> <p>北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様</p>				

◎裏面の注をお読みください。

(裏)

注1 設備（施設）を新設し、又は増設した日以後最初に課税免除又は不均一課税の申請をするときは、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 設備（施設）の新設又は増設に係る事業の概要を示す書類
  - (2) 新設又は増設に係る設備（施設）について、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数及び特別償却の有無を明らかにする書類
  - (3) 生産工程又は作業工程の概要を示す書類及び図面
  - (4) 新設し、又は増設した設備（施設）に係る生産額（増加生産額）を示す書類（製造の事業に限ります。）
  - (5) 定款（法人に限ります。）
  - (6) 事業場位置図、事業場内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図
  - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 主な事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人は、1に掲げる書類のほか、貸借対照表を添付してください。
- 3 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。
- (1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。
    - ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。
    - イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。
  - (2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。
- ※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。
- 工場立地法
  - 大気汚染防止法
  - 騒音規制法
  - 水質汚濁防止法
  - 悪臭防止法
  - 振動規制法
  - ダイオキシン類対策特別措置法
- 4 不要文字を消して使用してください。

別記第1号様式（第4条関係）

その1 附表

ア 課税免除等税額計算書

区 分		課 税 標 準 額 ①	課 税 免 除 対 象 課 税 標 準 不均一課税		課 税 免 除 不均一課税による軽減	
			比 率 ②	金 額 ③ (① × ②)	税 率 ④	金 額 ⑤ (③ × ④)
所 得 課 税 分	軽 減 税 率 適 用	年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額	円		円	円
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は 年400万円を超える金額				
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額				
		計				
	比 例 税 率 適 用					

注1 新設し、又は増設した事業場ごとに、作成してください。

2 主な事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人以外の者は、「所得課税分」の「比率」欄には、イ道内における従業者明細書の「比率」欄の数値を記載してください。

3 主な事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人は、「所得課税分」の「比率」欄には、ウ道内における事業所等の固定資産の価額の「製造事業用」及び「製造事業以外の事業用」の「比率」欄の数値を記載してください。

4 「税率」欄には、課税免除を受けようとする場合にあっては北海道税条例第39条に規定する税率を、不均一課税を受けようとする場合にあっては同条に規定する税率から特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第19条又は第23条に規定する税率を控除した率を記載してください。

5 不要文字を消して使用してください。

イ 道内における従業者明細書

事務所又は事業所		従業員の区分	年 月 日 ～ 年 月 日													分割基準適用後の事業年度末日現在の数値	比率	
名 称	所 在 地		月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末			計
新設又は増設に係る事業者等		新設し、又は増設した設備(施設)に係る従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人	$\textcircled{9} \left( \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{8}} \right)$	
		上記以外の従業者数																②
		新設し、又は増設した設備(施設)に係る従業者数															③	$\textcircled{10} \left( \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{8}} \right)$
		上記以外の従業者数															④	
		新設し、又は増設した設備(施設)に係る従業者数															⑤	$\textcircled{11} \left( \frac{\textcircled{5}}{\textcircled{8}} \right)$
		上記以外の従業者数															⑥	
新設又は増設に係る事業所等以外の事業所等に従事する従業者数																⑦		
合 計																⑧ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		

- 注1 主な事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人は、提出する必要がありません。
- 2 道内に有する事務所又は事業所について記載し、新設又は増設に係る事業所等については事業所ごとに記載してください。
- 3 「新設し、又は増設した設備(施設)に係る従業者数」欄には、当該新設し、又は増設した設備（施設）に係る事業に直接従事する従業者数を記載し、直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は含めないでください。
- 4 「分割基準適用後の事業年度末日現在の数値」欄には、地方税法第72条の48又は第72条の54に規定する事業税の分割基準の算定の例によって計算して得た数値を記載してください。
- 5 新設又は増設に係る事業所等については、従業者の職種、月別在籍状況等を確認できる従業者名簿等を添付してください。

ウ 道内における事業所等の固定資産の価額

区 分		事業年度（年）末日現在の価額	比 率
製造事業用	新設し、又は増設した設備（施設）のうち製造事業用の設備に係る固定資産	① 円	$⑤ \left( \frac{①}{②} \right)$
	道内に有する事業所等の固定資産（主な事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）又はガス供給業の場合には製造事業用に係るものに限ります。）	②	
製外造の事業業以用	新設し、又は増設した設備（施設）のうち当該事業用の設備に係る固定資産	③	$⑥ \left( \frac{③}{④} \right)$
	道内に有する事業所等の固定資産（主な事業が電気供給業又はガス供給業の場合には当該事業用に係るものに限ります。）	④	

注 主な事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人以外の者は、提出する必要がありません。